

## 総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の延長

**対象者**：下記の①、②いずれも満たす者とする。

- ① 総合支援資金特例貸付を利用し、貸付期間の3月目において、引き続き新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※ 令和3年3月までに総合支援資金【特例貸付】初回貸付（3か月）を申請し、貸付を受けられた方。
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける者

**受付期間**：令和3年6月18日（金）まで

**必要書類**：①本人確認書（免許証、保険証等）、②緊急小口資金及び総合支援資金の振込先の通帳、③新型コロナウイルスの影響を受け、減収もしくは失業状況がわかるようなもの、④印鑑